

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	江東区教育委員会 教育長 岩佐 哲男
事業者番号	A 1 0 2 7

2 報告する事業所等の全体の状況（平成25年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	76 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	5,321 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

4 事業者としての取組

取組方針	<p>◆環境マネジメントシステムの機能を有する「庁内環境配慮推進計画」を、平成22年度に「チーム江東・庁内環境配慮推進計画」に改定し、指定管理者を含めた新しい推進体制により、事業者全体として温室効果ガス削減に取り組みます。◆公共施設の改築等にあわせて計画的に再生可能エネルギー源の設備（太陽エネルギー利用機器、大気中の熱を活用する高効率ヒートポンプ機器等）を率先して導入します。◆公共施設の改築・整備にあわせて、トップランナーレベルの空調、給湯、照明設備等を率先して導入します。◆CO2排出の少ない新電力からの電力購入も進めています。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A105	取組内容や点検体制の定期的改善
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A106	本社等による支店の支援
	A111	全従業員に温暖化対策情報の提供	A108	組織横断的な推進体制の整備
		A113	推進担当者の知識向上・内部還元	

5 特記事項

<p>◆平成24年4月には、本区教育委員会の契約電力50kW以上の施設において、「江東区エネルギー管理規程」に基づく「管理標準」によるエネルギー管理・運用を開始しました。平成25年4月には、判断基準の全項目に対応できるように対象を拡大しました。</p>
--